

平成27年度労働行政運営方針

説 明 資 料

～福島の労働行政を取り巻く情勢～

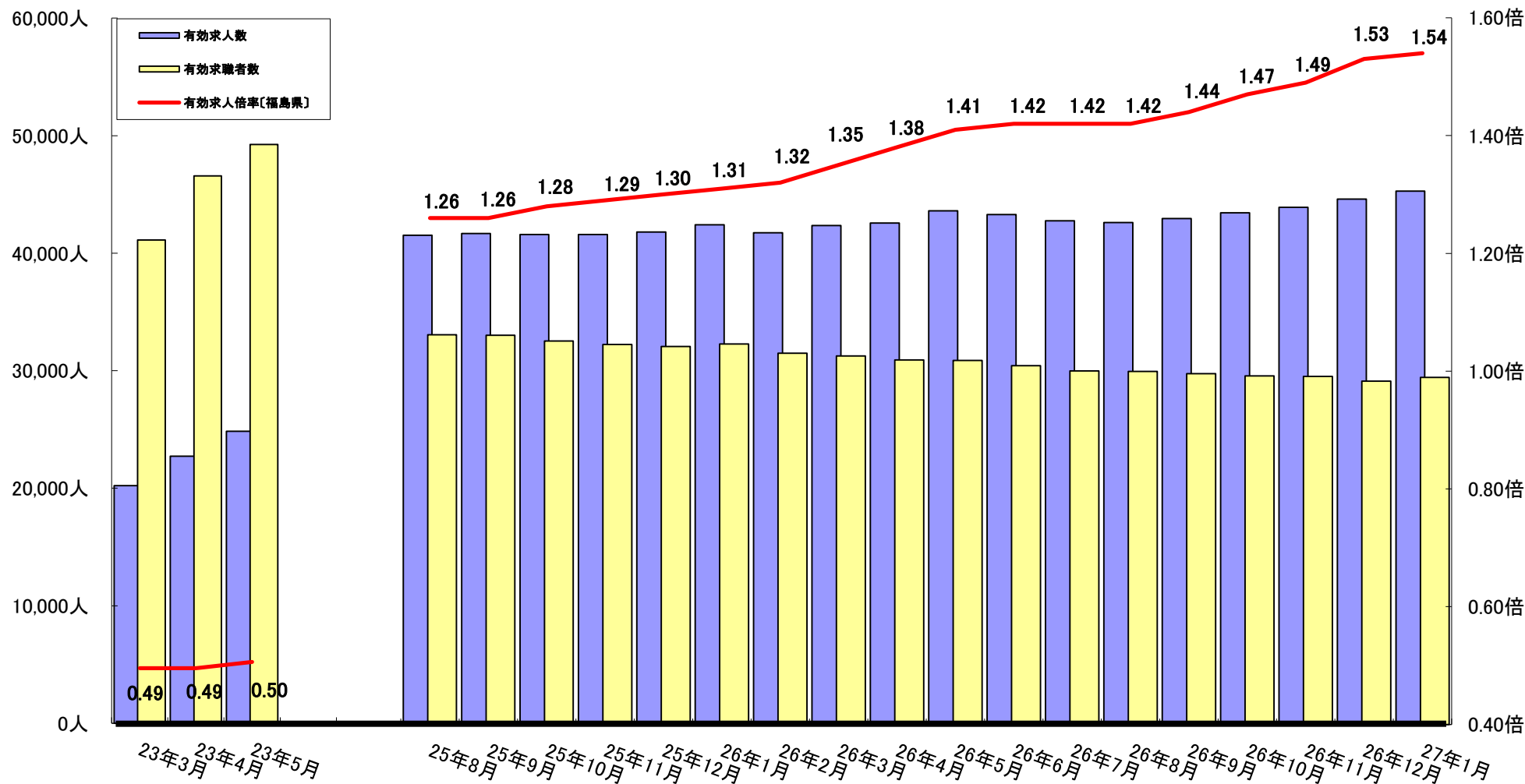
福 島 労 働 局

目 次

平成27年度労働行政運営方針

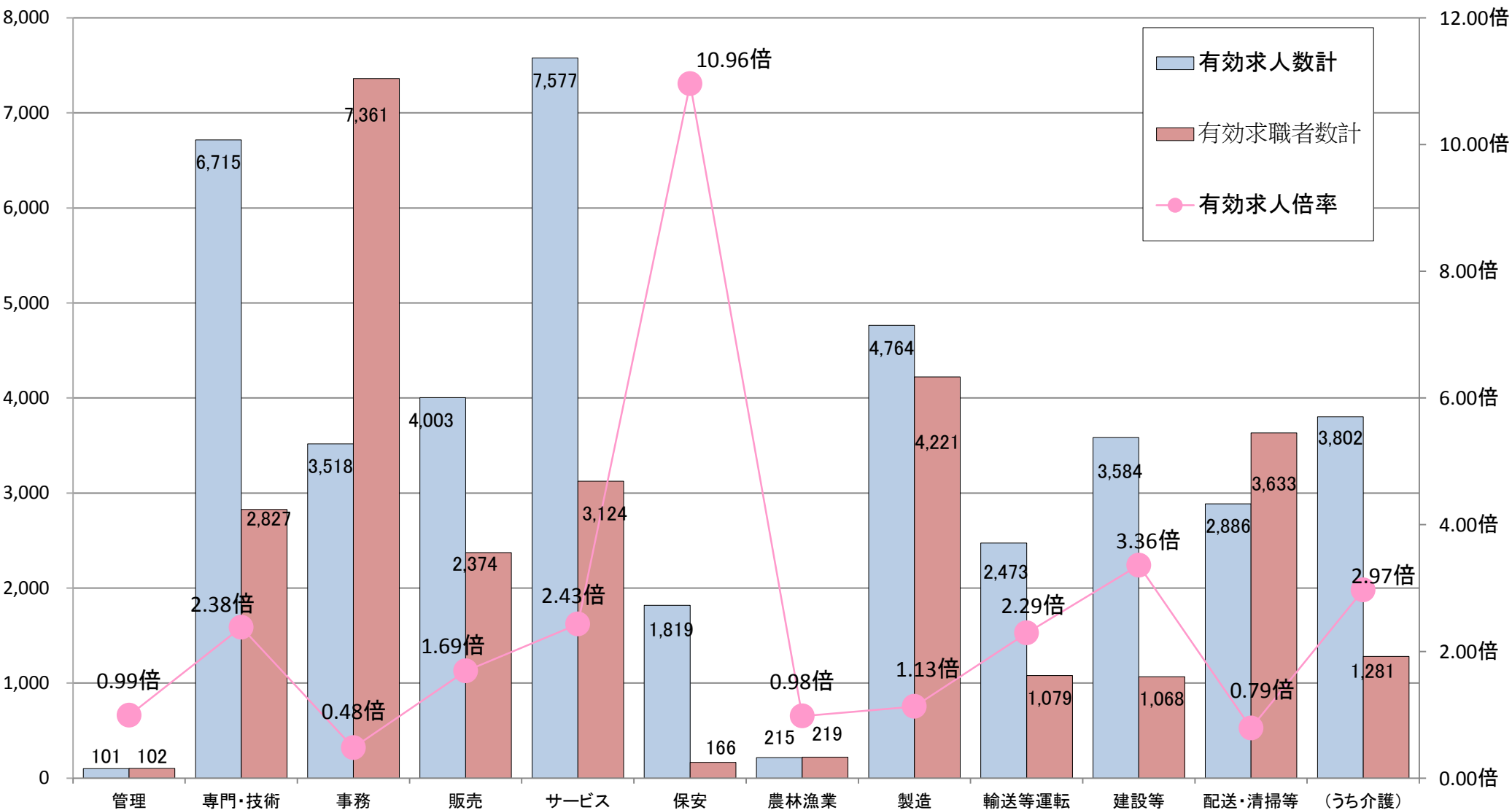
- 1 福島県の求人・求職・求人倍率の状況
- 2 常用有効求人数及び常用有効求職者数の職業別状況（平成27年1月）
- 3 平成27年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況について
- 4 福島県の人口の増減（年代別）
- 5 福島県の避難区域等の現状と除染
- 6 福島県および県内各地の人口の状況
- 7 福島県から県外への避難者の状況
- 8 東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた作業①
- 9 東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた作業②
- 10 東電福島第一原発での廃炉措置等に向けた作業に従事する労働者の安全・健康確保対策
- 11 除染の進捗状況、除染現場への監督指導等の対応
- 12 福島県における労働災害発生状況（震災復旧・復興工事分）
- 13 福島県の働き方の現状
- 14 福島県における労働災害発生状況（全県全産業）
- 15 福島県最低賃金決定状況の推移
- 16 東日本大震災に伴う労災保険給付の請求・決定状況
- 17 震災後の子育て世代の人口減少の推移
- 18 平成26年の相談・指導状況（雇用均等室関係）
- 19 東電福島第一原発作業員の長期健康管理
- 20 除染作業者の線量管理の一元化
- 21 復興に向けた地域雇用対策（避難者の帰還支援）
- 22 女性の活躍促進のための取組推進（平成27年1月末現在）
- 23 育児関係制度の状況
- 24 働き方改革の推進について
- 25 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の概要
- 26 「ハローワーク郡山」と「郡山市」による連携（生活困窮者の就労支援）
- 27 障害者雇用の状況
- 28 次世代育成支援対策取組状況（平成27年1月末現在）

- 県内の有効求人倍率は、震災以降、上昇傾向で推移しており、平成27年1月は1.54倍で全国4位となった。
(平成23年9月には全国平均を10年4ヵ月ぶりに上回る。平成24年7月には19年2ヵ月ぶりに1倍を超えた。)
- 有効求人数は震災前の倍近い水準で推移し、有効求職者数は雇用失業情勢の改善から減少傾向で推移している。



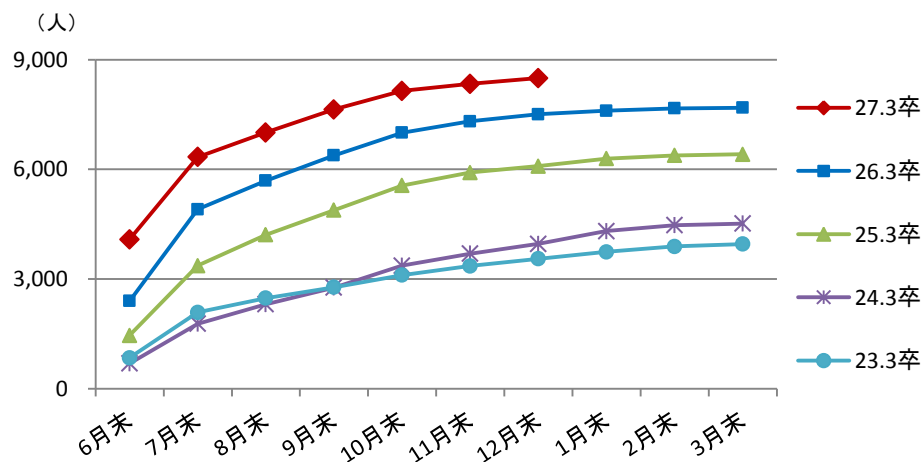
※有効求人数、有効求職者数及び有効求人倍率は季節調整値である。

○ 専門・技術（建築・土木技術者、看護師・医療技術者など）、サービス（介護サービス、接客など）、保安（道路交通誘導員など）、輸送等運転や建設等の職業では求人数が求職者数を上回っている一方で、事務、製造、配送・清掃等の職業では求職者数が求人数を上回っているなど、職業間でのミスマッチが生じている。

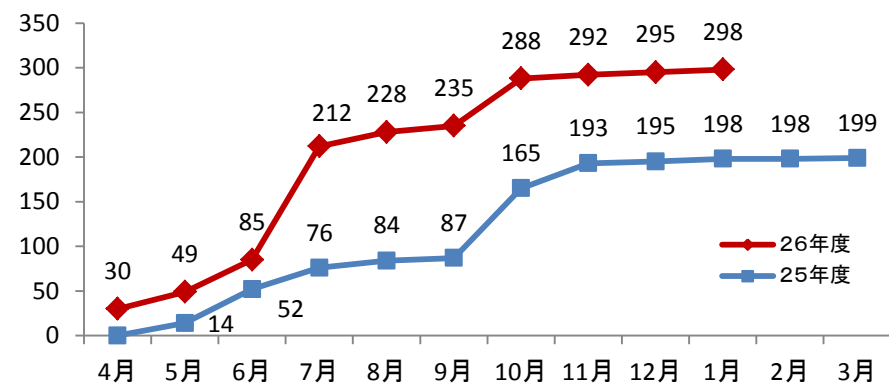


平成27年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況について

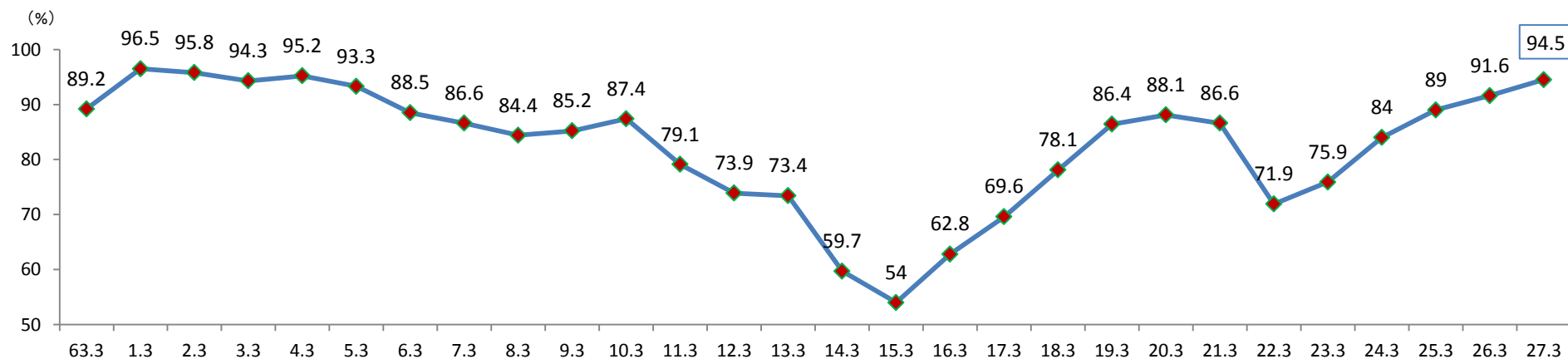
① 高卒求人の提出状況



② 若者応援宣言事業所数の推移

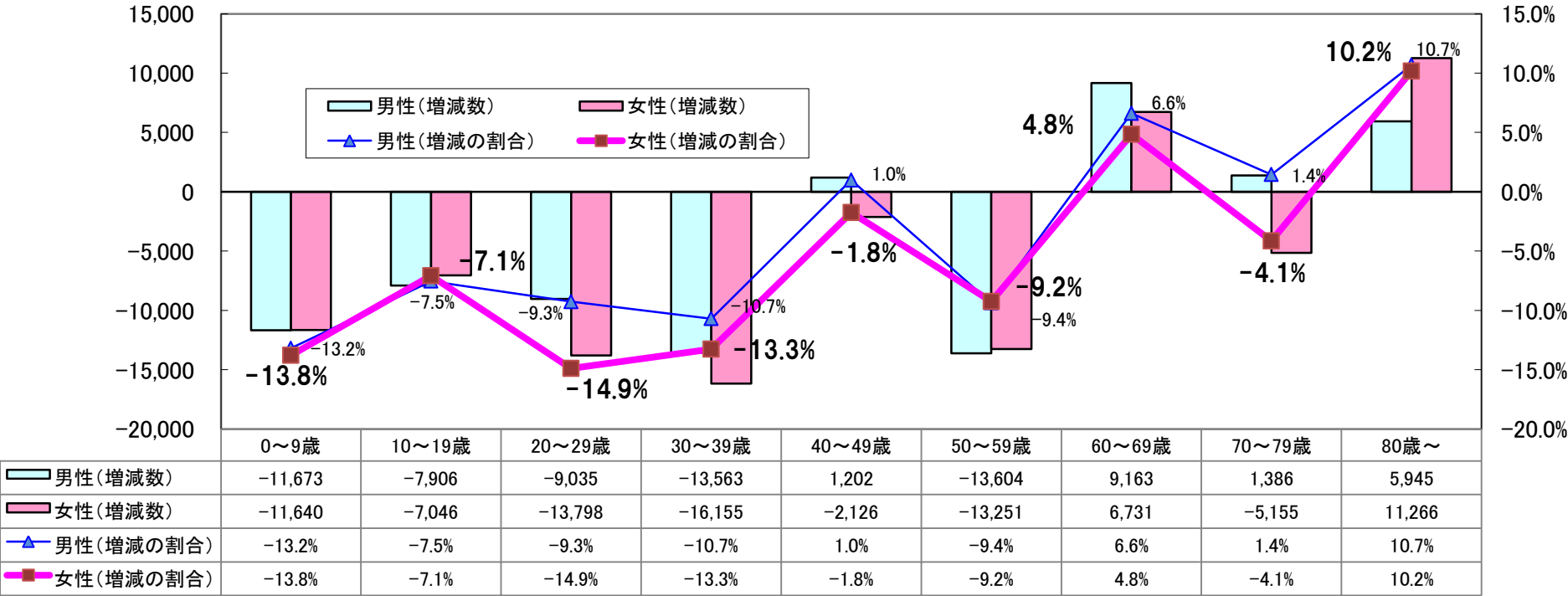


③ 就職内定率の推移 (各年12月末時点の比較)



平成23年3月1日から平成27年1月1日までの人口動態

福島県「福島県現住人口調査」によると、福島県の人口は平成23年3月1日現在で2,024,401人であったが、平成27年1月1日現在では1,935,142人となり、89,259人減少している。そのうち20歳から39歳の人口は52,551人減少しており、特に女性は29,953人と大幅に減少している。いわゆる子育て期の人口の減少割合が高くなっており、震災の影響により県外に避難をした、また県外から県内の職場に通勤する者もいる等、厳しい子育て環境にある。



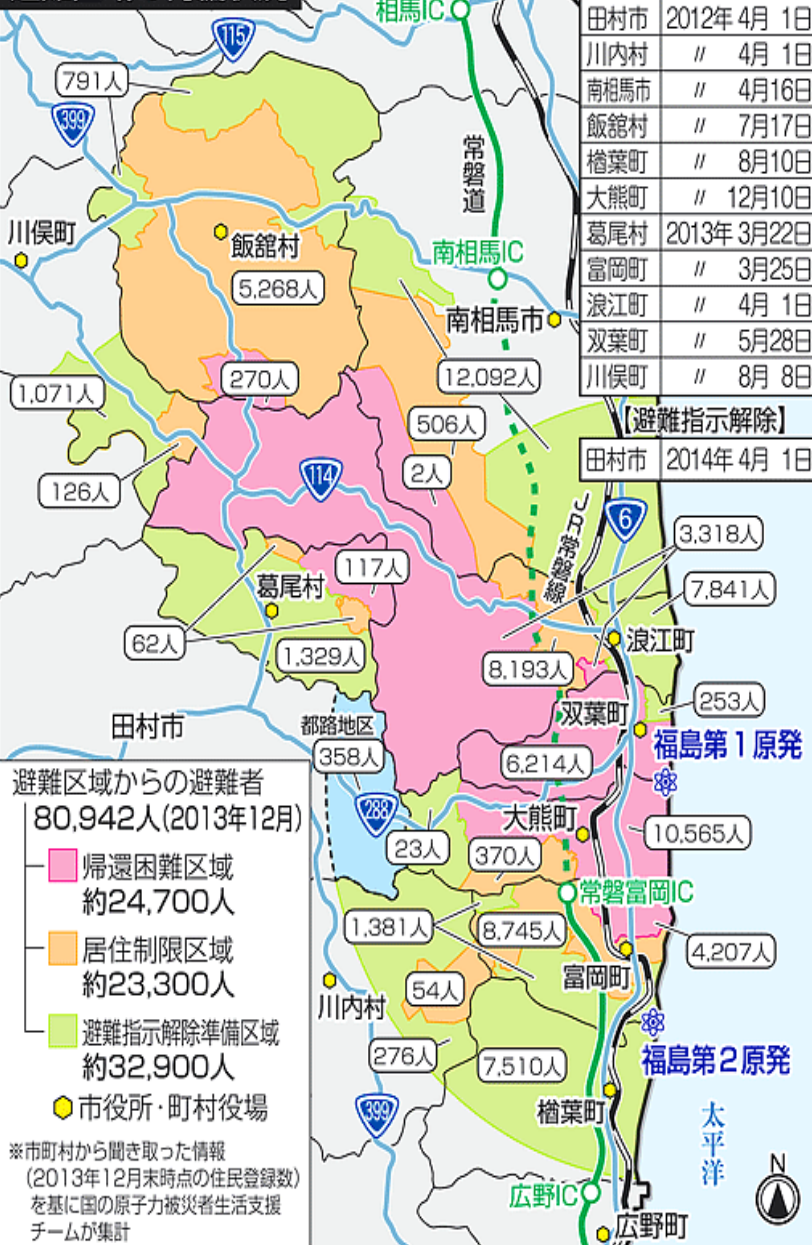
資料出所: 福島県「福島県現住人口調査」(平成23年3月1日、平成27年1月1日)

<注1>転入、転出等については、住民基本台帳法に基づき各市町村に届出があった情報を集計したものであるため、東日本大震災や原発事故の影響を受けて被災地等から避難した方に係る移動については、各市町村に届出があった場合のみの集計となっている。

<注2>福島県の人口には「年齢不明」を含む(平成23年3月1日、平成27年1月1日ともに 男性7,506人、女性4,580人 総数12,086人)。

福島県の避難区域等の現状と除染

避難区域の再編状況



役場機能の移転

双葉町・楳葉町 →いわき市

浪江町 →二本松市

大熊町 →会津若松市

富岡町 →郡山市

葛尾村 →三春町

飯舘村 →福島市

除染の進捗状況(環境省HPサイトより)



●除染実施区域(上地図: 緑色)

- 汚染重点調査区域 36市町村
- 除染計画に対する実績率

26年12月末 出所: 福島民報1/31付記事

住 宅 45.8%

公共施設 73.7% 道路 21.5%

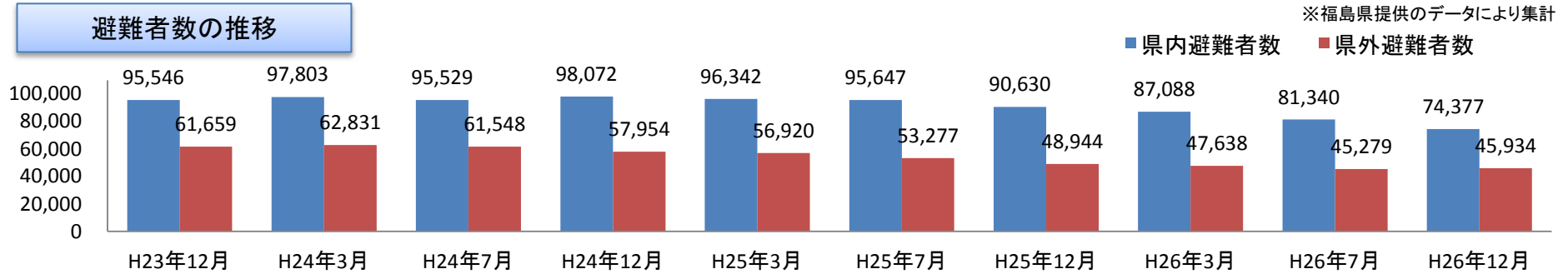
●除染特別区域(上地図: 青色)

- 終了→田村市、川内村、楳葉町、大熊町
- 着手→川俣町、飯舘村、葛尾村、南相馬市、富岡町、浪江町

(平成26年12月31日時点)

避難の状況と福島県及び県内各地の人口の状況

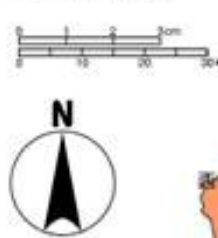
避難者数の推移



(H23.3.1比)

県人口	1,935,142人 (▲89,259)
男	944,342人 (▲38,085)
女	990,800人 (▲51,174)
生産年齢人口	1,145,299人 (▲90,534)
男	585,702人 (▲41,288)
女	559,597人 (▲49,246)

福島県



福島市 (H23.3.1比)

人口	283,201人 (▲8,791)
男	137,505人 (▲2,948)
女	145,696人 (▲5,843)
生産年齢人口	169,844人 (▲10,524)
男	85,458人 (▲3,547)
女	84,386人 (▲6,977)

南相馬市 (H23.3.1比)

人口	63,552人 (▲7,200)
男	31,229人 (▲3,164)
女	32,323人 (▲4,036)
生産年齢人口	36,334人 (▲5,890)
男	18,963人 (▲2,622)
女	17,371人 (▲3,268)

会津若松市 (H23.3.1比)

人口	122,618人 (▲3,254)
男	58,257人 (▲1,453)
女	64,361人 (▲1,801)
生産年齢人口	71,851人 (▲4,107)
男	35,751人 (▲2,070)
女	36,100人 (▲2,037)

郡山市 (H23.3.1比)

人口	329,122人 (▲9,760)
男	162,735人 (▲3,725)
女	166,387人 (▲6,035)
生産年齢人口	205,885人 (▲12,122)
男	105,481人 (▲4,827)
女	100,404人 (▲7,295)

いわき市 (H23.3.1比)

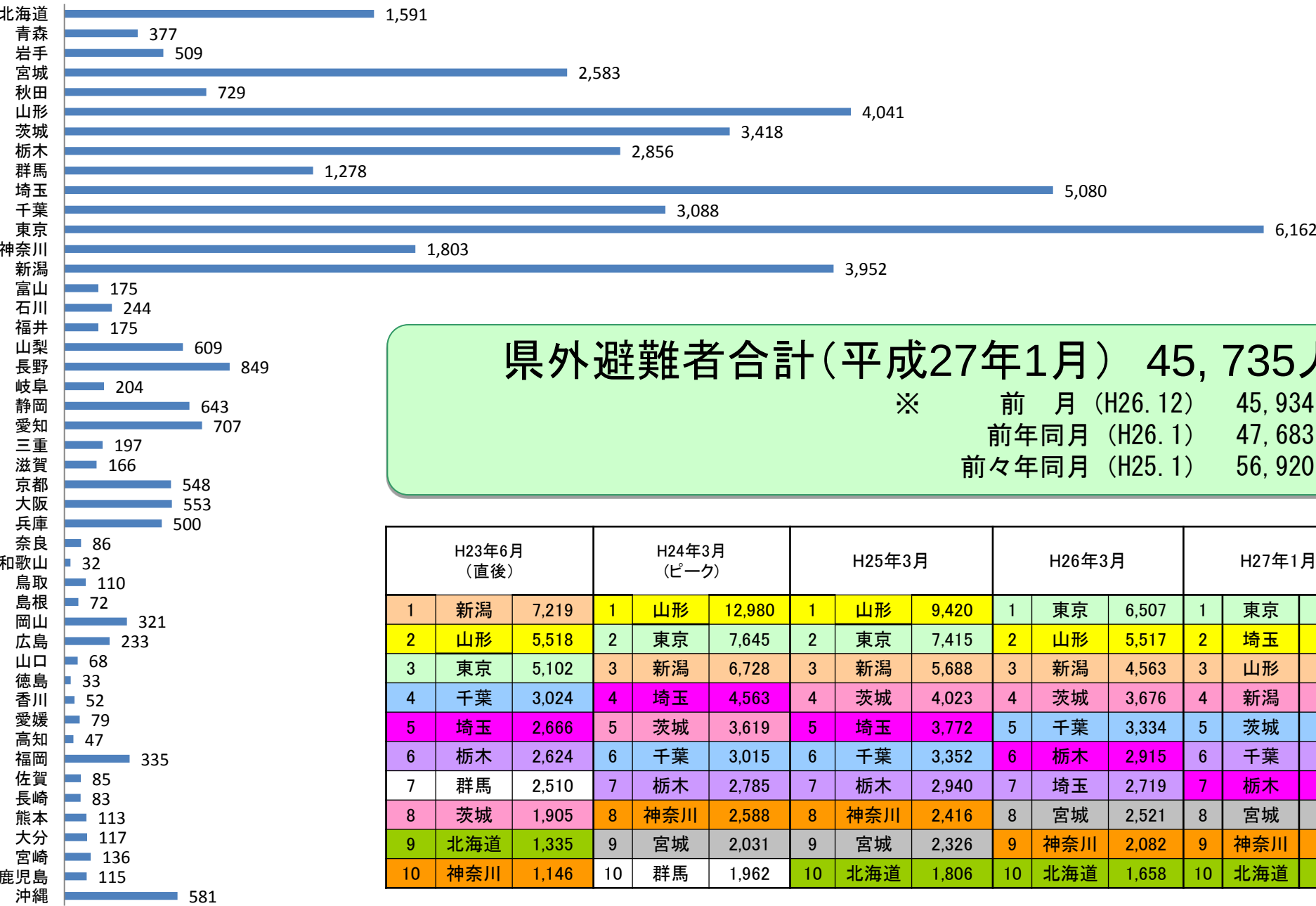
人口	326,282人 (▲15,181)
男	158,547人 (▲6,395)
女	167,735人 (▲8,786)
生産年齢人口	194,097人 (▲14,370)
男	98,951人 (▲6,281)
女	95,146人 (▲8,089)

福島第一原子力発電所
福島第二原子力発電所

会津地方

中通り

浜通り



県外避難者合計(平成27年1月) 45, 735人

※ 前 月 (H26. 12) 45, 934人
前年同月 (H26. 1) 47, 683人
前々年同月 (H25. 1) 56, 920人

H23年6月 (直後)			H24年3月 (ピーク)			H25年3月			H26年3月			H27年1月		
1	新潟	7,219	1	山形	12,980	1	山形	9,420	1	東京	6,507	1	東京	6,162
2	山形	5,518	2	東京	7,645	2	東京	7,415	2	山形	5,517	2	埼玉	5,080
3	東京	5,102	3	新潟	6,728	3	新潟	5,688	3	新潟	4,563	3	山形	4,041
4	千葉	3,024	4	埼玉	4,563	4	茨城	4,023	4	茨城	3,676	4	新潟	3,952
5	埼玉	2,666	5	茨城	3,619	5	埼玉	3,772	5	千葉	3,334	5	茨城	3,418
6	栃木	2,624	6	千葉	3,015	6	千葉	3,352	6	栃木	2,915	6	千葉	3,088
7	群馬	2,510	7	栃木	2,785	7	栃木	2,940	7	埼玉	2,719	7	栃木	2,856
8	茨城	1,905	8	神奈川	2,588	8	神奈川	2,416	8	宮城	2,521	8	宮城	2,583
9	北海道	1,335	9	宮城	2,031	9	宮城	2,326	9	神奈川	2,082	9	神奈川	1,803
10	神奈川	1,146	10	群馬	1,962	10	北海道	1,806	10	北海道	1,658	10	北海道	1,591

東京電力(株)福島第一原子力発電所の現況

事故発生直後



1号機



2号機



3号機



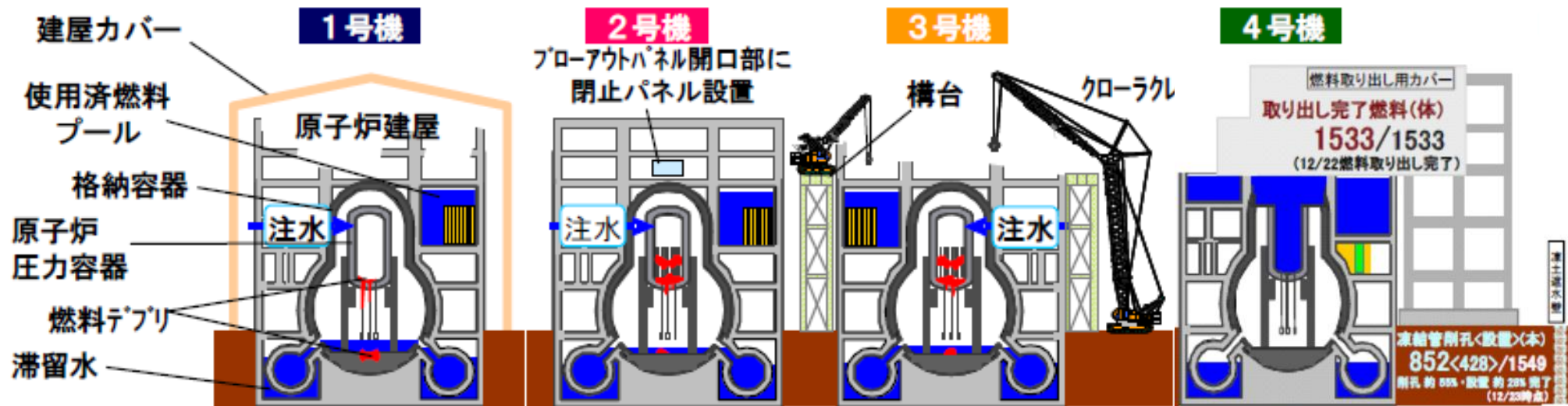
4号機(外観)



4号機
(燃料取出し
作業)



	燃料取り出し	燃料デブリ取り出し
現行目標	2013年12月(初号機)	2021年12月(初号機)
1号機 (最速プラン=プラン2)	2017年度下半期	2020年度上半期 (1年半前倒し)
2号機 (最速プラン=プラン1)	2017年度下半期	2020年度上半期 (1年半前倒し)
3号機 (最速プラン=プラン1)	2015年度上半期※	2021年度下半期
4号機	2013年11月 (1ヶ月前倒し)	—



各号機の現状
(東京電力発表)

1号機
原子炉建屋5階のオペレーティングフロア上部のガレキを撤去をするため、原子炉建屋カバーの解体を計画中

2号機
アクセスルートや作業エリアの干渉物に関する情報収集のため、計測機器を搭載した遠隔操作装置(自走)による建屋内の3Dレーザスキャン計測を実施

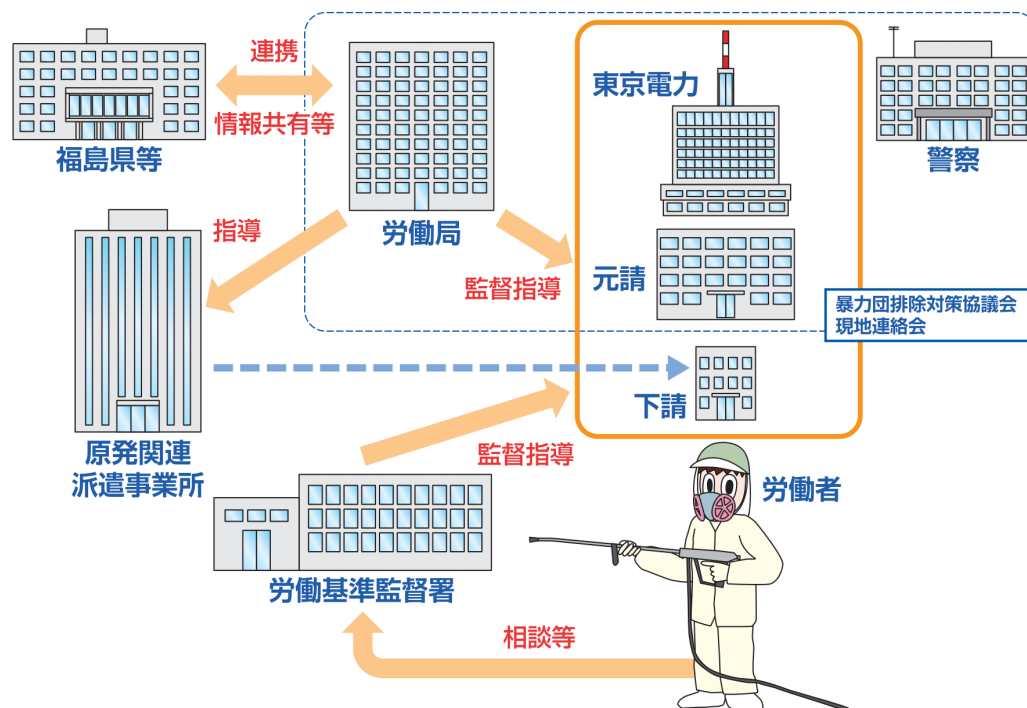
3号機
2013年10月11日に建屋上部ガレキ撤去作業を完了、10月15日より、燃料取り出し用カバーおよび燃料取扱設備設置のための線量低減対策を開始

4号機
2013年11月18日に燃料取り出しの本作業を開始
2014年12月22日に使用済燃料プールからの取出し終了

○ 福島第一原発構内での監督・指導



○ 福島第一原発の廃炉措置への対応



○福島第一原発事故作業現場に対する監督指導

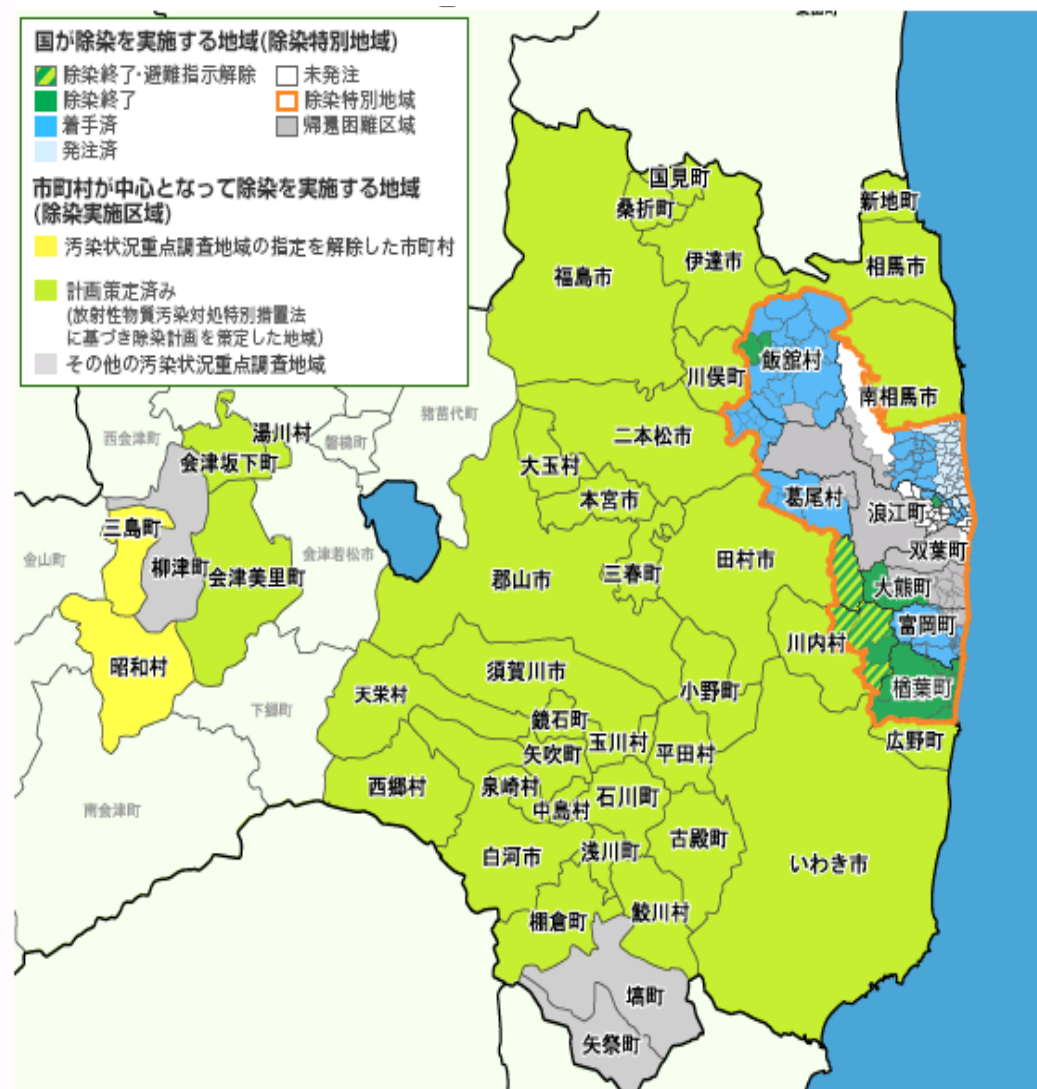
局署合同で随時立入調査を行う(事故以来計42回)などし、現場の安全衛生管理のほか、下請も含めた事業場の労働条件関係についても監督指導を実施

⇒ **288事業場、432件の法違反について
是正を勧告**

(例: 有効な呼吸用保護具の不使用、放射線測定器の未装着、特定健診の未実施、時間外労働手当の不足、賃金台帳の記載事項不備等)

除染の進捗状況 (環境省HP公表より)

福島県



(平成26年12月現在)

除染現場への監督指導等の対応

○ 除染事業者に対する監督指導状況

(平成26年1月～26年12月) 【 】内は除染特別地域

監督実施事業場数 1,152事業場 【580】

違反事業場数 774事業場 【302】

(違反率67.2%)【52.1%】

違反件数 1,697件 【569】

〔 労働条件関係 898件 【368】
安全衛生関係 799件 【200】 〕

○ 除染等事業者への要請

- ・熱中症防止対策の徹底を要請(26年5月19日)
- ・「死亡労働災害多発非常事態宣言」(26年8月22日)
- ・「死亡労働災害撲滅対策会議」の開催(26年9月16日)

○ 福島環境再生事務所との連携

除染手当の不払い等に関し、福島環境再生事務所への情報提供 (26年6月までに24件)

福島県における労働災害発生状況

	震災復旧・復興工事分					うち除染等業務分					うち原発廃炉作業分				
	平成 23年 (3.11～)	平成 24年	平成 25年	平成 26年	計	平成 23年 (3.11～)	平成 24年	平成 25年	平成 26年	計	平成 23年 (3.11～)	平成 24年	平成 25年	平成 26年	計
死傷者数 (休業4日以上)	113	92	116	95	416	0	9	70	67	146	8	7	4	8	27
うち死亡者数	6	0	6	4	16	0	0	4	2	6	0	0	0	1	1

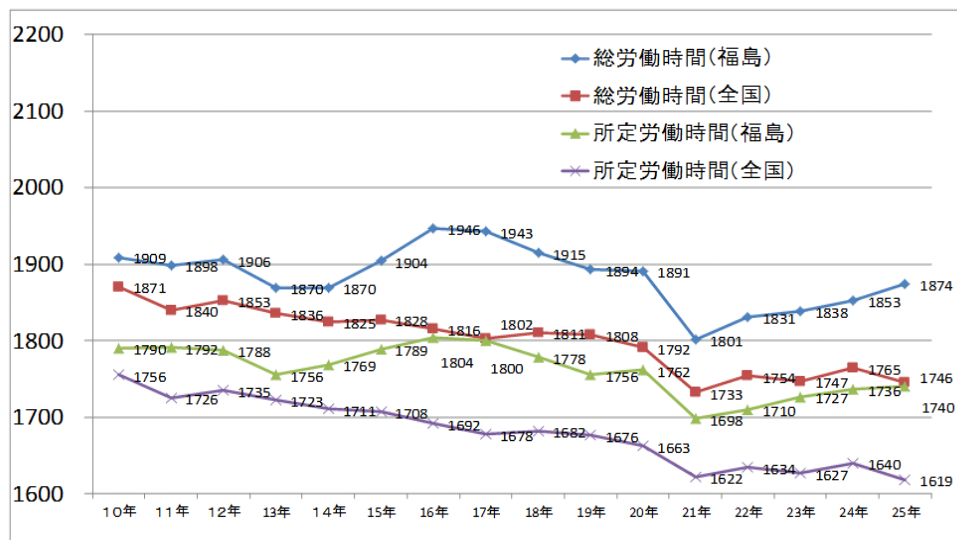
※ 平成26年分は、平成27年1月末現在の速報値。

※ 件数は、震災・津波、交通事故によるものを除く。

～福島県の働き方の現状～

- ① 年間総実労働時間は全国より約7パーセント多く、
平成22年以降は増加傾向にある。

【労働者1人平均年間総実労働時間の推移】

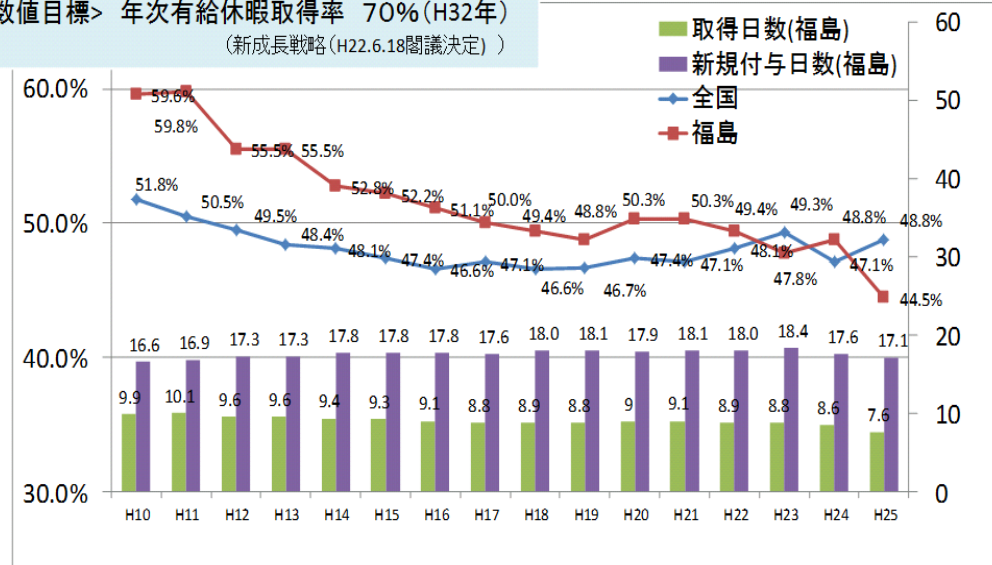


厚生労働省「毎月勤労統計調査」(事業規模5人以上)

- ② 年次有給休暇の取得率は震災前は全国より高かったが、
震災以降は低下している。

【年次有給休暇の取得状況】

<数値目標> 年次有給休暇取得率 70%(H32年)
(新成長戦略(H22.6.18閣議決定))

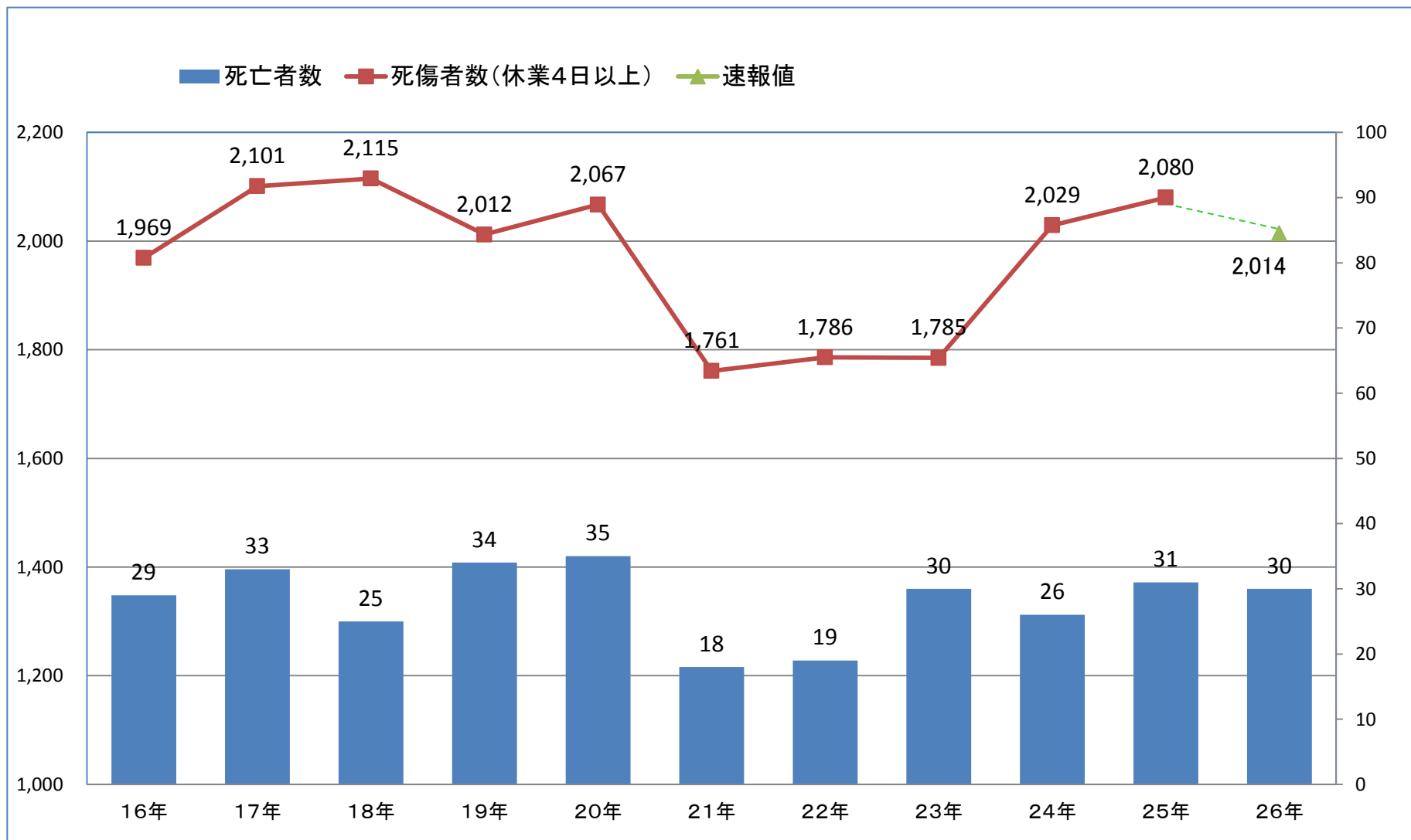


全国:就労条件総合調査(30人以上の企業)、福島県:労働条件等実態調査(30人以上の事業所)

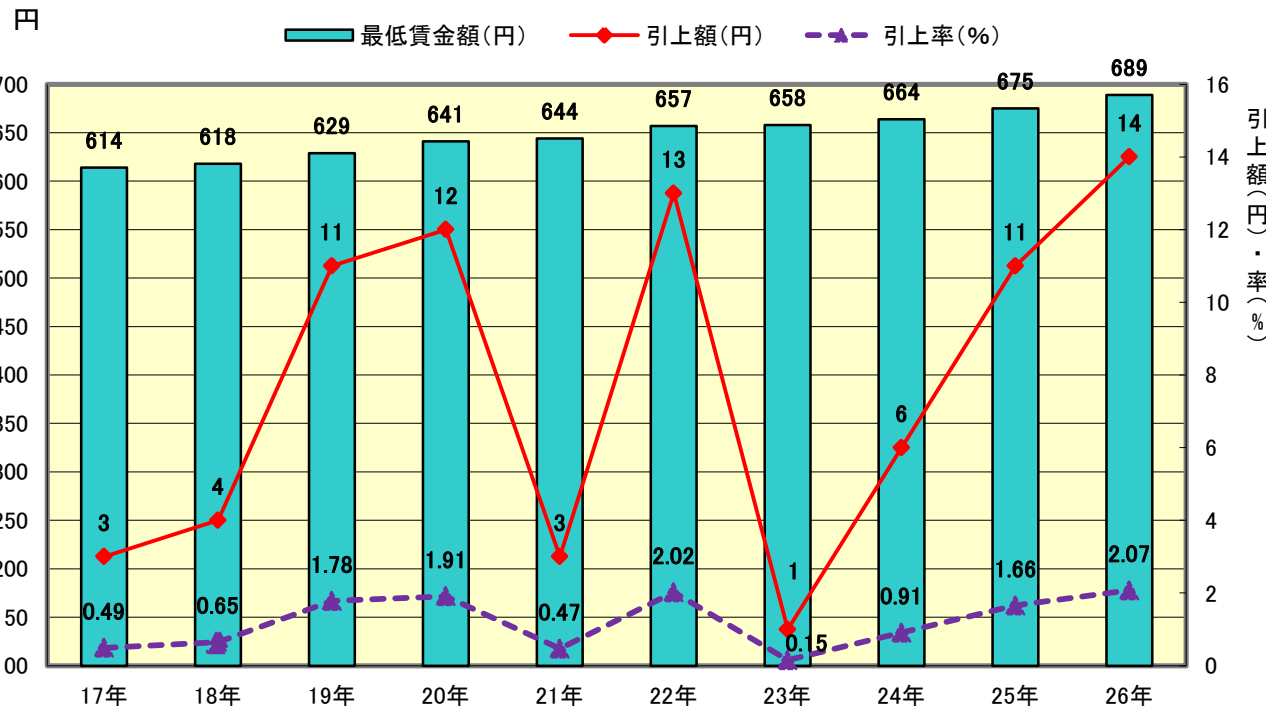
労働災害発生状況の推移(全県全産業)

※26年分は27年1月末現在の速報値

※23年分は地震・津波による被災者を除いた人数



福島県最低賃金決定状況の推移



チェックしましょう!

福島県最低賃金

平成26年10月4日発効

時間額

※パートやアルバイトにも適用されます。

689円



15

産業別最低賃金

次の表で働く方に適用されます。金額は円単位。

非鉄金属製造業最低賃金 平成26年11月25日発効	802円
電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具・情報通信機械器具製造業最低賃金 平成26年12月1日発効	753円
自動車小売業最低賃金 平成26年12月1日発効	785円
計量器・測定器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具・時計・部品品・時計製造業最低賃金 平成26年12月27日発効	787円
輸送用機械器具製造業最低賃金 平成26年12月27日発効	789円

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業

専門家派遣・相談等支援
中小企業・小規模事業者の働きやすさの向上について、無料でワンストップで相談に応じます。お問い合わせ先はこちらです。

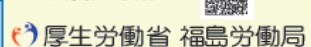
【相談窓口】
福島県最低賃金総合相談支援センター
〒960-8252 福島市御山字三本松19-3
福島県社会保険労働士会内 電話024(531)1515

業務改善助成金事業
この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を両方支援し、従業員の賃金引上げを促すための制度です。

【お問合せ先】
上記の福島県最低賃金総合相談支援センター又は
福島労働局賃金室 電話024(536)4604

Webでチェック▶▶▶ 最低賃金制度

スマホでチェック▶▶▶



厚生労働省 福島労働局
最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局賃金室(024-536-4604)又は最寄りの労働基準監督署へ

「最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業」 24. 1(27.5)億円

① 専門家派遣・相談等支援事業 (最低賃金総合相談支援センター)

○労務・経営管理等に関する相談、専門家派遣による具体的なアドバイス等を全国47か所において実施。

【充実】→最低賃金総合電話相談センターの新設(0.7億円)
～利用者の利便性向上のため、新たにフリーダイヤルによる電話やメールによる相談を実施

② 業務改善助成金事業 (業務改善助成金)

○全国42道府県で、事業場内の最低賃金を40円以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、労働能率増進のための設備等の導入経費(業務改善経費)の一部の助成を実施。(上限100万円、助成率1/2(小規模事業者は3/4))

【充実】→賃金引上げ人数に応じた費用助成の実施(3.2億円)
10～14人...30万円、15～19人...40万円、20人以上...50万円

③ 業種別中小企業団体助成事業 (業種別団体助成金)

○傘下企業の賃金引上げを目的として、販路拡大のための市場調査、ビジネスモデル開発等を行う中小企業団体に、その所要経費の助成を実施(上限2千万円)。また、好事例等の周知・普及を実施。

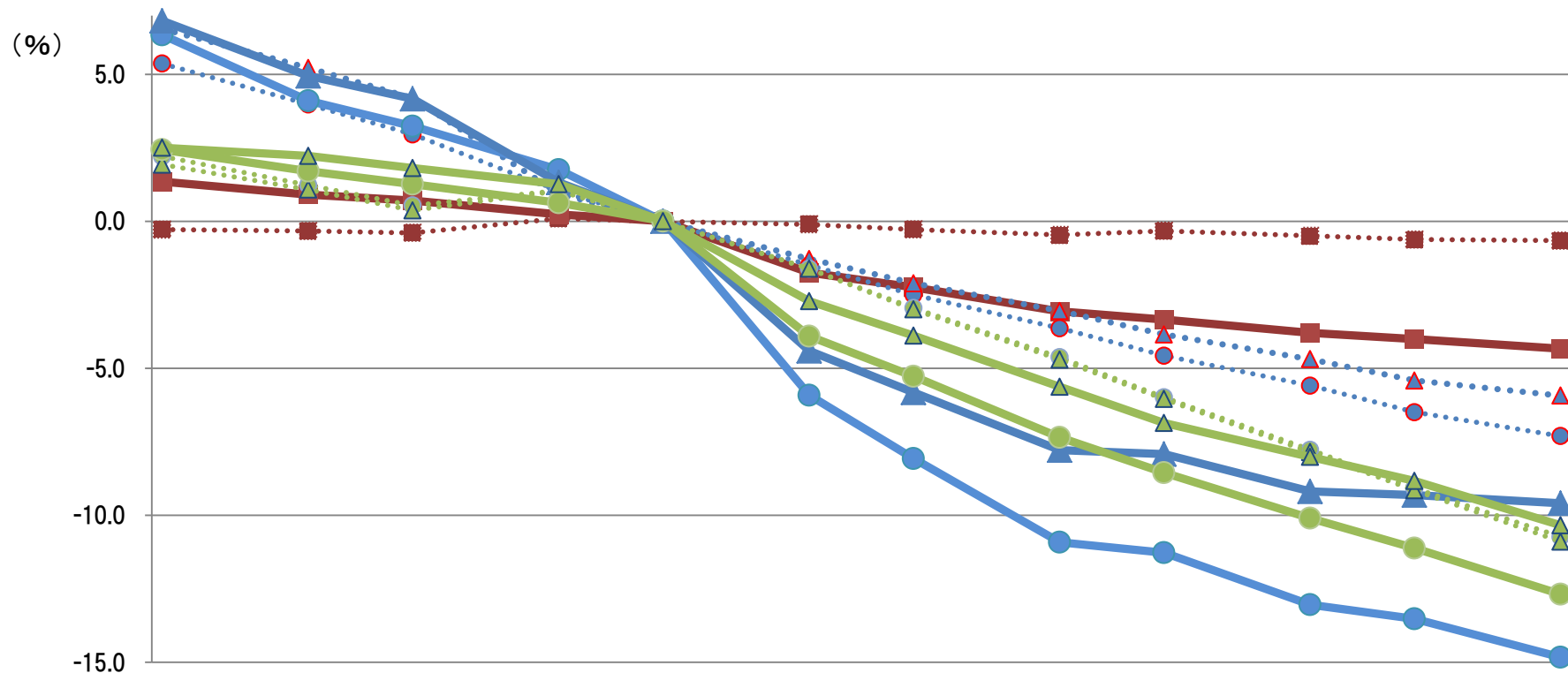
【充実】→助成団体に対するコンサルティングの実施(0.1億円)

東日本大震災に伴う労災保険給付の請求・決定状況

福島労働局(平成26年9月19日現在)

	合計 (決定率)	沿岸3署				内陸署
		小計	いわき署	相馬署	富岡署	その他の署
請求件数	291件	224件	61件	129件	34件	67件
うち遺族(補償)給付	187件	181件	33件	119件	29件	6件
決定件数	291件 (100.0%)	224件	61件	129件	34件	67件
うち遺族(補償)給付	187件 (100.0%)	181件	33件	119件	29件	6件

(注)決定率:決定件数を請求件数で除した率



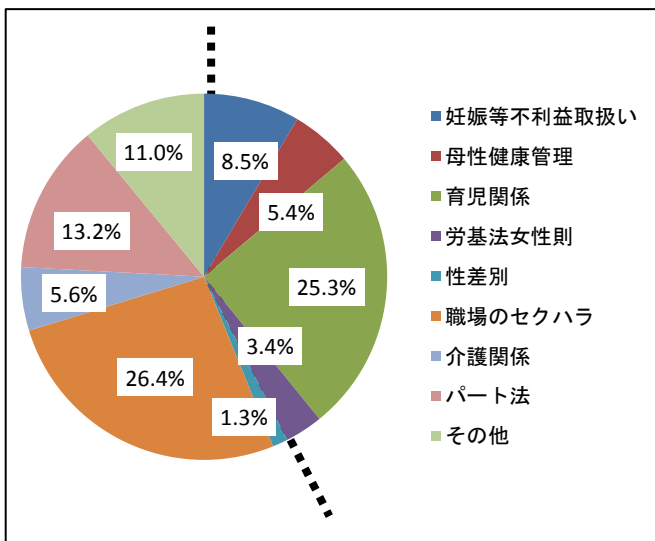
	平成21年 3月1日	平成21年 10月1日	平成22年 3月1日	平成22年 10月1日	平成23年 3月1日	平成23年 10月1日	平成24年 3月1日	平成24年 10月1日	平成25年 3月1日	平成25年 10月1日	平成26年 3月1日	平成26年 10月1日
●■■● 人口総数（全国）	-0.3	-0.3	-0.4	0.1	0.0	-0.1	-0.3	-0.5	-0.3	-0.5	-0.6	-0.7
■ 人口総数（福島）	1.4	0.9	0.7	0.2	0.0	-1.7	-2.2	-3.1	-3.3	-3.8	-4.0	-4.3
●●● 20～29歳（全国女性）	5.4	4.0	3.0	1.0	0.0	-1.5	-2.5	-3.6	-4.6	-5.6	-6.5	-7.3
●●▲ 20～29歳（全国男性）	6.5	5.2	4.2	0.9	0.0	-1.3	-2.1	-3.1	-3.8	-4.7	-5.4	-5.9
●●● 20～29歳（福島女性）	6.3	4.1	3.2	1.8	0.0	-5.9	-8.1	-10.9	-11.3	-13.0	-13.5	-14.8
●●▲ 20～29歳（福島男性）	6.8	4.9	4.2	1.3	0.0	-4.4	-5.8	-7.8	-7.9	-9.2	-9.3	-9.6
●●● 30～39歳（全国女性）	2.2	1.2	0.5	1.0	0.0	-1.6	-2.9	-4.6	-6.0	-7.8	-9.1	-10.7
●●▲ 30～39歳（全国男性）	1.9	1.1	0.4	1.0	0.0	-1.6	-3.0	-4.7	-6.0	-7.9	-9.2	-10.9
●●● 30～39歳（福島女性）	2.4	1.7	1.3	0.6	0.0	-3.9	-5.3	-7.4	-8.6	-10.1	-11.1	-12.7
●●▲ 30～39歳（福島男性）	2.5	2.2	1.8	1.3	0.0	-2.7	-3.9	-5.6	-6.9	-8.0	-8.8	-10.3

※平成23年3月1日現在の人口を基準として算出

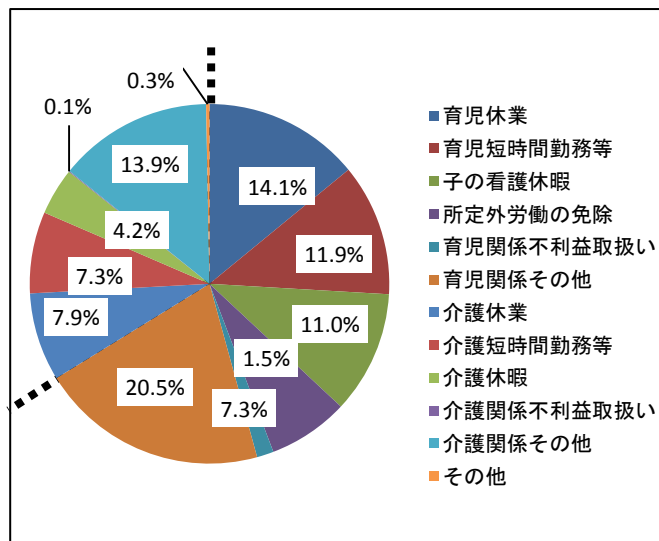
資料出所：福島県現住人口調査（福島県）、人口推計（総務省）

○ 相談受理状況

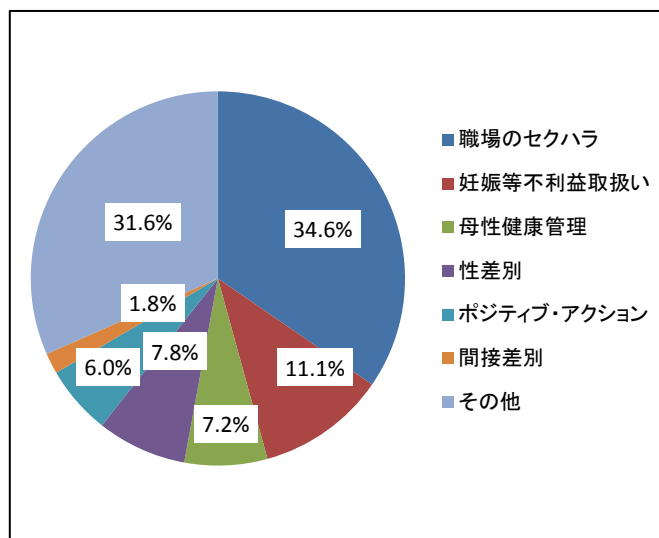
【労働者からの相談内容】



【育児・介護休業法関係】

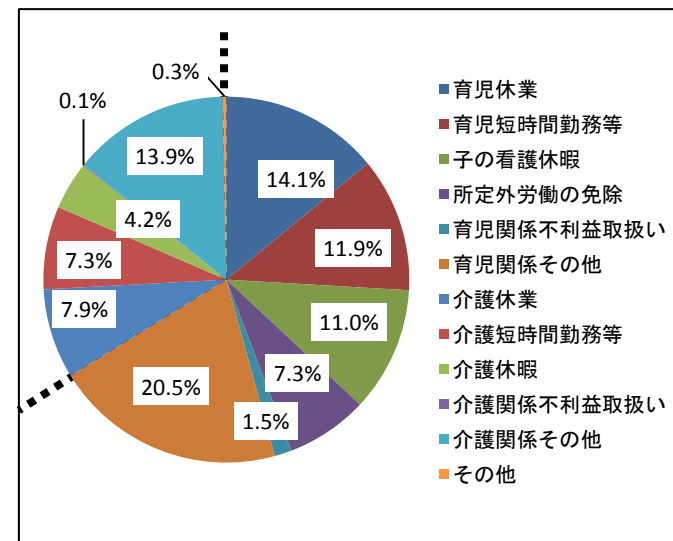


【均等法関係】

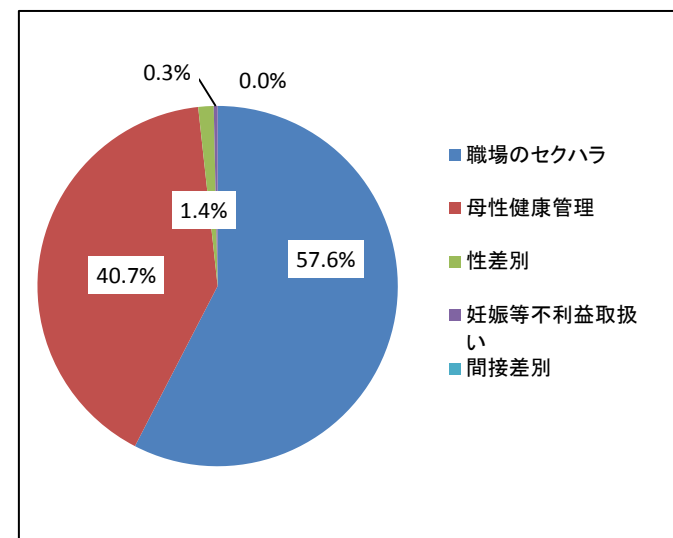


○ 指導状況

【育児・介護休業法関係】



【均等法関係】



緊急作業従事者(約2万人)について、長期的な健康管理に取り組む。

緊急作業従事者とは、福島第一原発内で原発事故発生から平成23年12月15日までの間(被ばく限度を引き上げた期間)に作業に従事した者

1 データベースの整備

○作業者個人ごとの被ばく線量、作業内容、健康診断結果等の情報を所属事業場から厚生労働省に報告 → 厚生労働省でデータベース化し管理

2 健康管理の実施事項

データベースの構築に併せて、被ばく線量に応じて健康診断等を実施する(※1)。

具体的な健康診断等の実施事項

○ 全ての緊急作業従事者に実施

- ・法令に基づく健康診断(一般健康診断、電離放射線健康診断等)を実施
- ・メンタルヘルスクアを含めた健康相談、保健指導を実施

○ 50mSv(※2)を超える緊急作業従事者に実施

- ・上記に加え、白内障に関する眼の検査を実施

○ 100mSv(※2)を超える緊急作業従事者に実施

- ・上記に加え、甲状腺の検査、がん検診(胃、肺、大腸)を実施

申請に基づき
手帳を交付(線
量情報の記載、健
診受診の際の証
明)

データベース登録
証を交付
(データ照会の際の証
明)

※1 健康診断費用等は事業者負担。ただし、50mSvを超える者については、①転職した後に放射線業務についていない場合、②緊急作業時の企業(中小企業のみ)に継続して雇用されているが、放射線業務に従事していない場合、③現に事業者には雇用されていない場合には国が費用負担

※2 緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量

制度の概要

1 放射線管理手帳の統一的運用

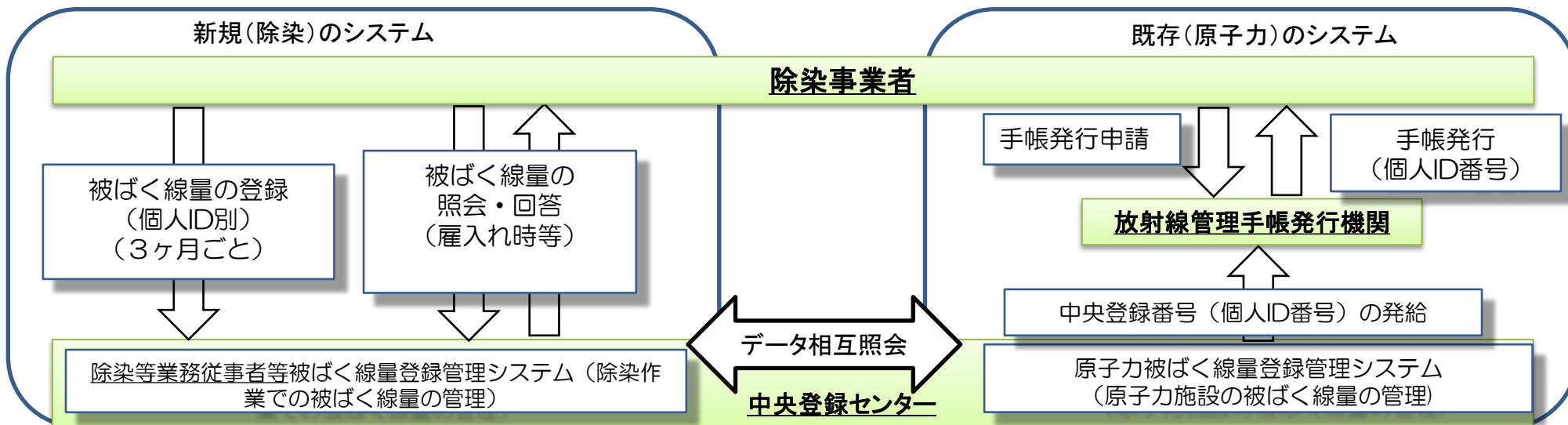
- ① 関係請負人が作成した発行申請書に基づき、手帳の発行申請
- ② 定期的に関係請負人に被ばく線量を通知するとともに手帳に記載
- ③ 関係請負人が提出する除染・電離健康診断記録、特別教育記録を確認し、手帳に記載

2 線量の登録、経歴照会等の実施

- ① 四半期ごとに全ての労働者の被ばく線量等を電子媒体で中央登録センターに登録(定期線量登録)
- ② 専用端末から除染従事者等の過去の被ばく線量等を照会可能(経歴照会)
- ③ 除染従事者等について、原子力システムの経歴情報を照会可能(システム間相互照会)

3 線量記録及び健診結果の引き渡し

- ① 工期の完了時に線量記録を中央登録センターに引き渡す(法令上の保存義務免除)
- ② 工期の完了時に、関係請負人が提出した除染・電離健康診断記録を中央登録センターに引き渡す(法令上の保存義務免除)



※ 新(除染)システム参加者の放射線管理手帳の発行は、既存(原子力)システムの放射線管理手帳発行機関で行う。

除染現場やインフラ復旧が進んでも、働く場や人材育成の機会が十分でないと、帰還しても生活基盤は不安定のまま

福島雇用促進支援事業

県・市町村や地域関係者による協議会が策定した雇用対策・就労支援の取組を国が選定し、当該協議会に事業委託して実施

(25年5月)
「福島広域雇用促進
支援協議会」設置

■ 市町村・地元商工会

(25年7月)
事業委託契約の締結

■ 介護、建設重機資格取得講座事業、
避難者職業意識調査事業、雇用に係る支援制度説明会
就職促進セミナー事業、地域就職面接会事業 等

(25年10月)
事業開始

(26年4月)
26年度
事業開始

川俣町

「農業復興に不可欠な農地除染が進んでおらず、従事者の職種転換の事業に期待」(2月28日福島市内で放射線セミナー)

飯舘村 (福島市)

「農業が復活できればいいが、できなかった場合の職種転換をスムーズにできる施策をやって欲しい」(12～3月福島市内で介護職員初任者講習)

葛尾村 (三春町)

「平成28年帰村する方向で計画を作成した。」

田村市

「工場誘致した企業から、新卒は取れるが、技術者が取れない。と聞く。」(2月14日雇用に係る支援制度説明会)

川内村

雇用促進員設置(26年度予定)

「企業立地補助金で数社の誘致に成功したが、絶対に働き手が少ない。マッチング事業に期待する。」(12月5日川内村面接会)

富岡町 (郡山市)

住民が帰還する時期はまだ見えていない。今後、帰還に向け除染が重要であり、本事業の除染講習に期待している。(1月29日郡山市内 就職促進セミナー)

広野町

「他地域より復興進んでいる。帰還を加速させるために当該事業を活用したい。」(11月25日いわき市内で除染作業安全就業講習)

南相馬市

雇用促進員設置

「南相馬の問題点は人手不足に限る。帰還者だけでこの状況を打開するのは難しいため、求職者の掘り起こしなどの事業をお願いしたい。」(1月～3月パソコン講習、建設資格取得講習)

浪江町 (二本松)

雇用促進員設置

「町民の今後の就職等の状況について、追跡調査等をしたい」(2月3～4日二本松市内で除染等業務管理者講習)

双葉町 (いわき市)

雇用促進員設置

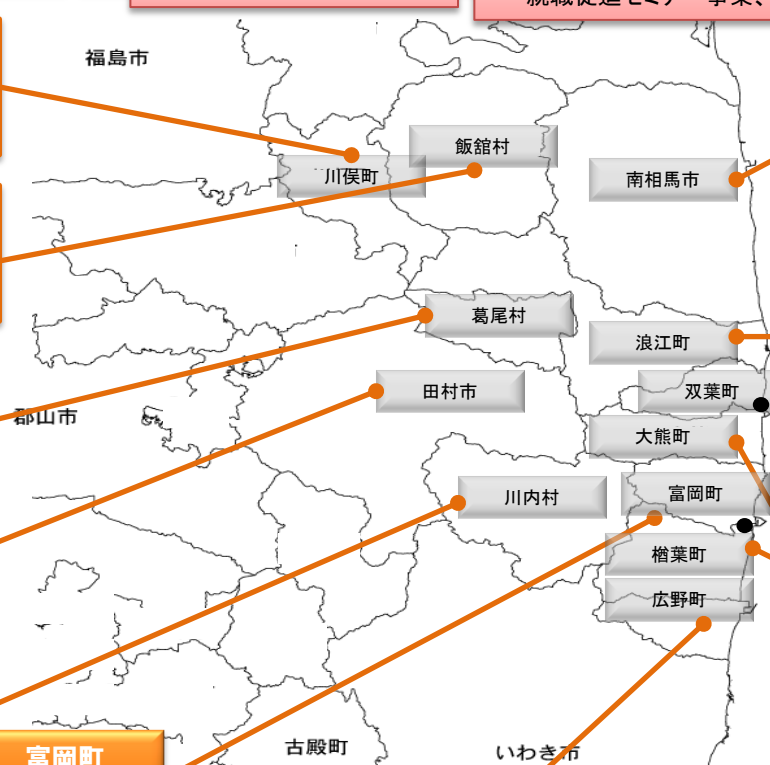
「仮の町に期待する。」(2月5日雇用に係る支援制度説明会)

楢葉町 (いわき市)

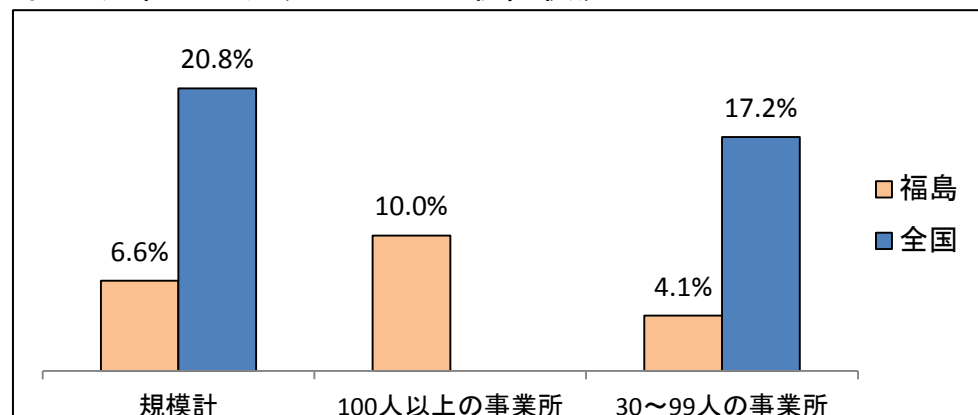
「帰還に軸足を向けるべく26年度から協議会に参加したい。」

大熊町 (会津若松市)

「町民の帰還のめどは立っていないが、帰還のための準備として資格講習等を活用したい。」(12月13日会津若松HW管内で面接会)



○ ポジティブ・アクションの取組状況



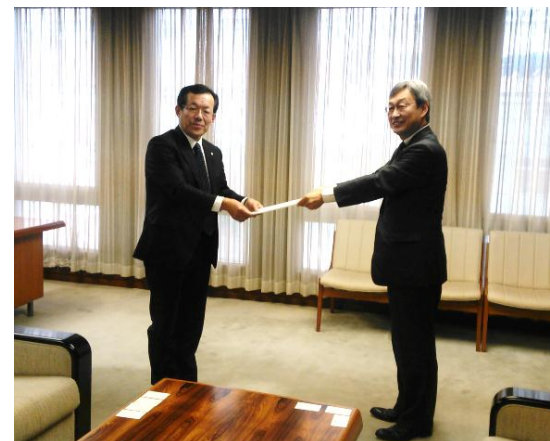
資料出所：福島県 労働条件等実態調査(25年)、厚生労働省 雇用均等基本調査(25年)

ポジティブ・アクション情報ポータルサイト



○ 当局における取組推進の状況

個別企業への取組要請	133
うち 労働局長等の訪問によるもの	(44)
ポジティブ・アクション情報ポータルサイトへの掲載	43
うち 女性の活躍宣言コーナー	(22)
うち ポジティブ・アクション応援サイト	(21)



○ 「均等・両立推進企業表彰」

公募による表彰制度で、以下の2部門あり。

- ・ 均等推進企業部門 女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を表彰
- ・ ファミリー・フレンドリー企業表彰部門 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業を表彰

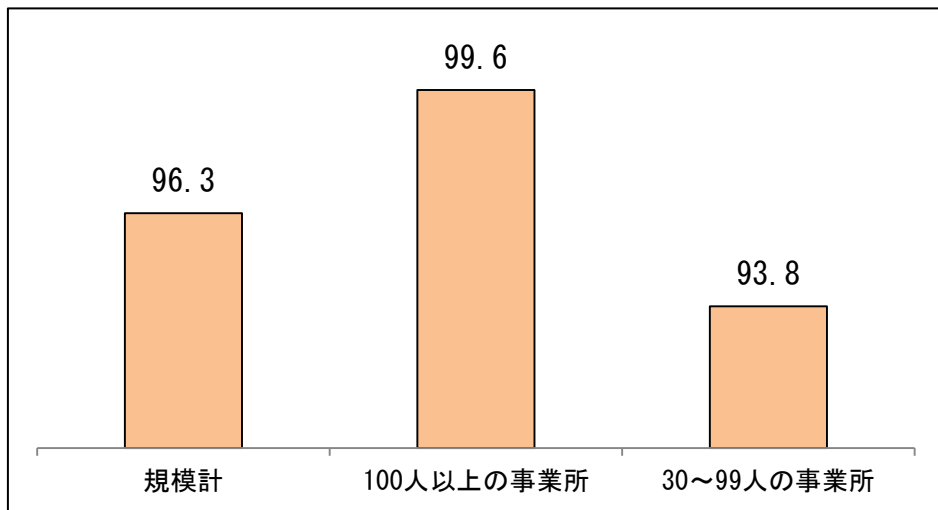
平成26年度「均等推進企業部門」福島労働局長優良賞

株式会社 東邦銀行 (所在地 福島市、労働者数 2,955名(うち女性1,419名))



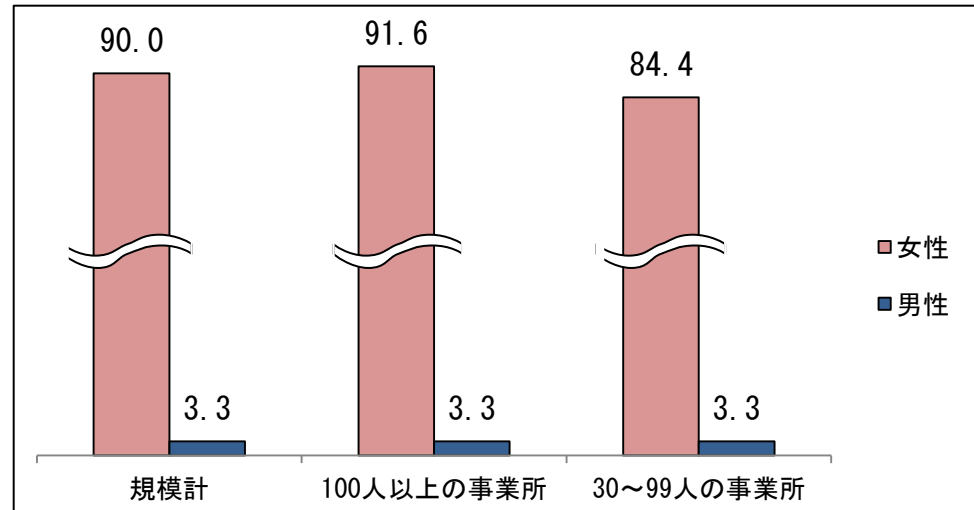
○ 育児休業の規定整備状況

【規定の整備状況】



資料出所：福島県 労働条件等実態調査(25年)

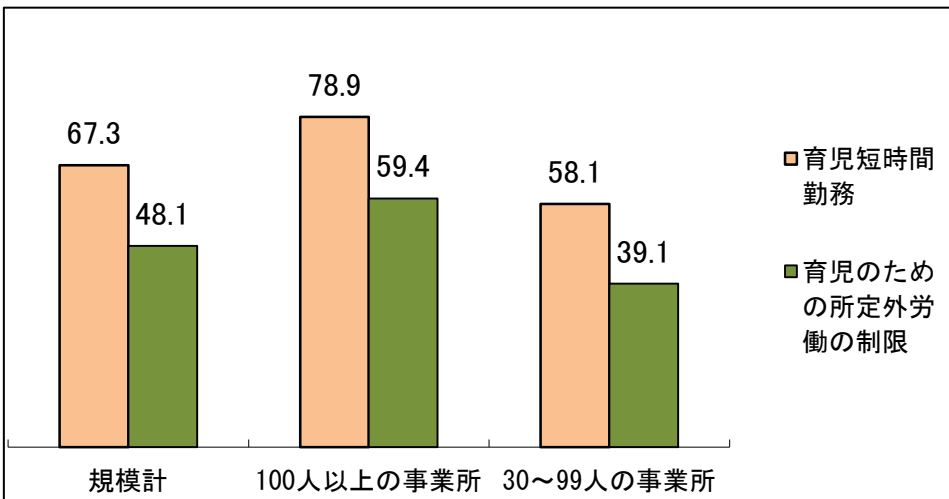
【利用状況】



資料出所：福島県 労働条件等実態調査(25年)

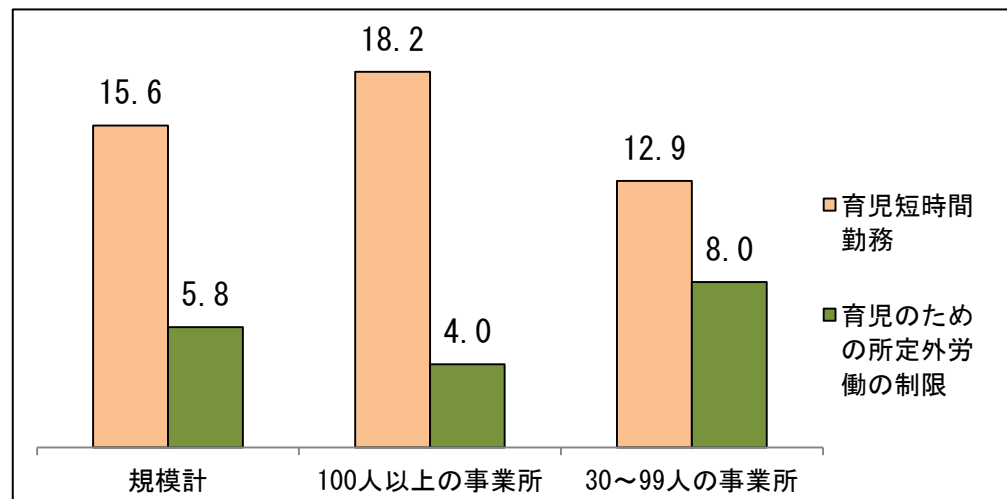
○ 「育児短時間勤務」及び「育児のための所定外労働の制限」

【規定の整備状況】



資料出所：福島県 労働条件等実態調査(25年)

【利用状況】



資料出所：福島県 労働条件等実態調査(25年)

働き方改革の推進について

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度の普及など、長時間労働や転勤を一律の前提とする雇用管理を見直すなど「働き方改革」を推進していく。

働き方改革推進本部 設置
本部長：労働局長 平成27年1月16日設置

取組概要

● 労使団体への協力要請

- ・連合福島
- ・福島県商工会議所連合会
- ・福島県中小企業団体中央会
- ・福島県商工会連合会
- ・福島県経営者協会連合会など

● 企業トップへの働きかけ

- ・(株)大東銀行
- ・あぶくま信用金庫
- ・成田食品(株)
- ・ゼビオ(株)
- ・(株)ヨークベニマルなど

● 県と連携した取組

福島労働局・福島県との共同要請

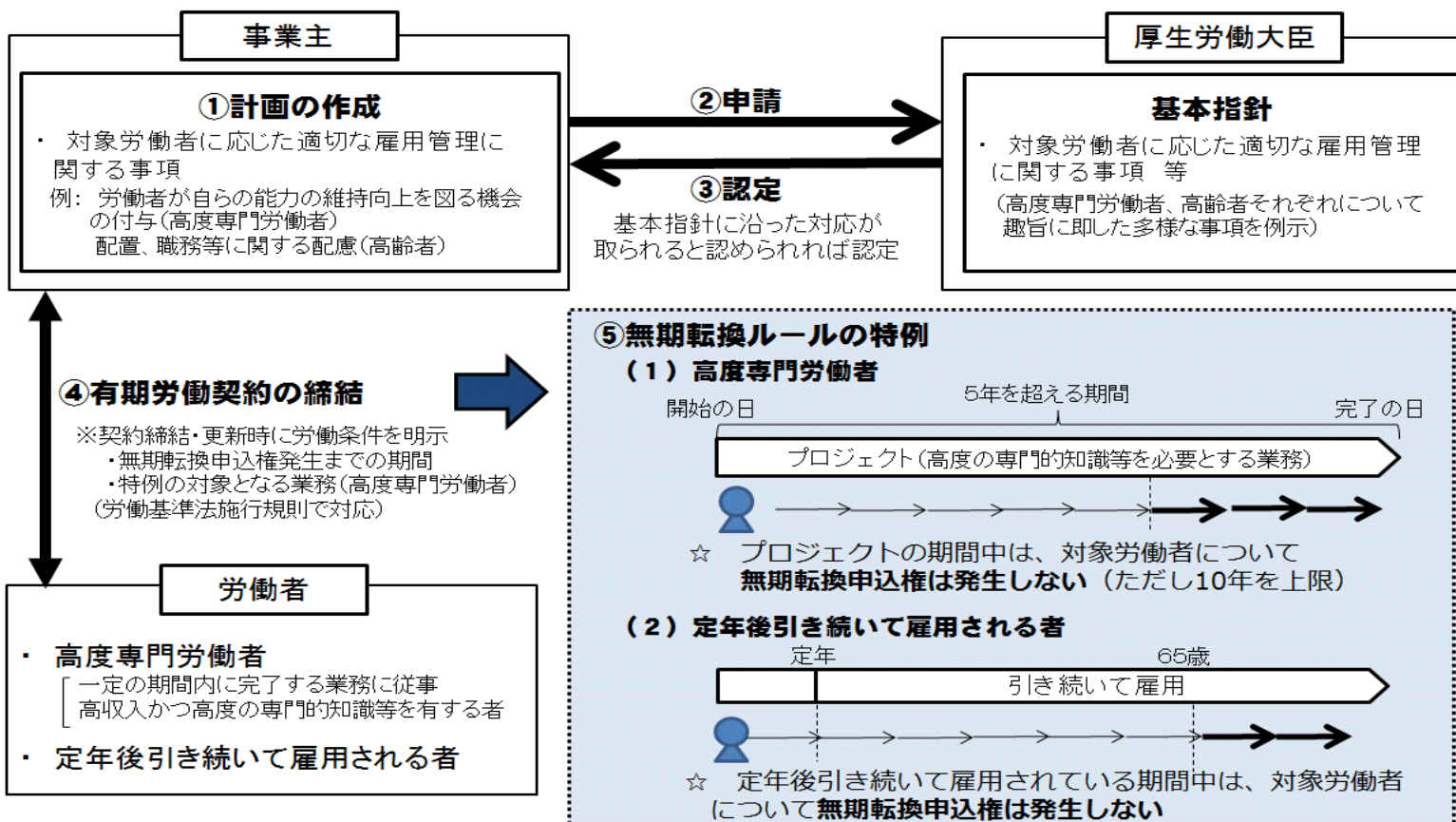


平成27年2月2日 福島県経営者協会連合会 において

有期の業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者等について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間(※)に関する特例を設けるもの。(平成27年4月1日施行)

(※) 同一の使用者ととの間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できる。(労働契約法第18条)

無期転換ルールの特例の仕組み



「ハローワーク郡山」と「郡山市」による連携（生活困窮者の就労支援）

【政策1】 就労による自立促進「社会へつなぐ」（生活困窮からの脱却・自立）

【政策2】 国（就労支援）と自治体（福祉）の協働（国・自治体による「一体的実施事業」）

概 要

- 郡山市の市庁舎内にハローワークの常設窓口を設置（平成25年10月1日～）
- 生活保護受給者、児童扶養手当受給者等に対する就労支援
- 県内初のケース。ワンストップの住民サービスの展開が可能に

窓口のよ
うす

- 社会福祉課窓口に隣接させ「ハローワークコーナー」を設置。身近な市役所で国の就職支援ナビゲーターが相談を行い、ワンストップによる一体的な就労支援を実現。

窓口の
体制

国

就職支援ナビゲーター2名求
人情報提供端末2台設置

市

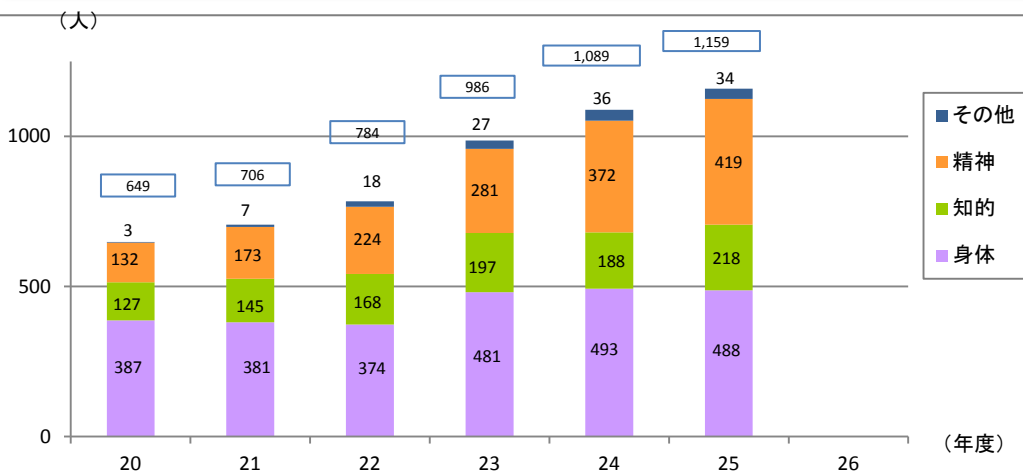
就労支援相談支援員
ケースワーカー 他

【状況】

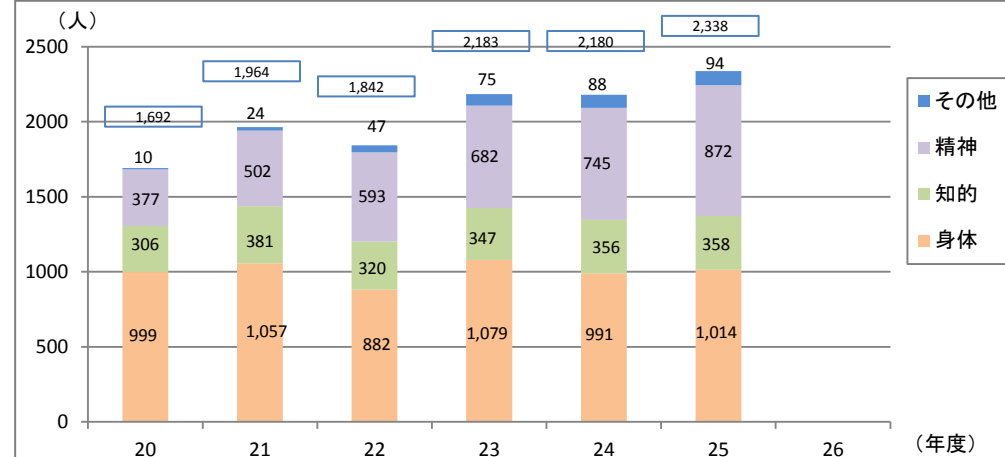
- 支援対象者数（212人（平成26年度12月末））に対し「支援プラン」を策定。
- 就職者数101人（就職率：47.6%）

- 平成25年度のハローワークを通じた障害者の就職件数は1,159件(過去最高を更新)。年々、精神障害者の就職が増加。
- 雇用率は全国平均を下回る。(全国1.76%、福島県1.69%) ※26年度(全国1.82%、福島県1.76%)
- 雇用率達成企業割合は全国平均を上回る。(全国42.7%、福島県46.6%) ※26年度(全国44.7%、福島県47.9%)

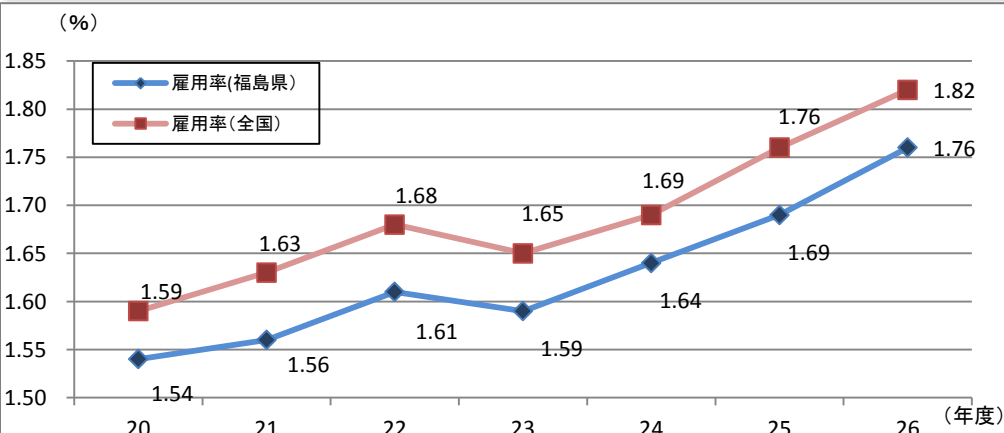
ハローワークにおける障害者の就職



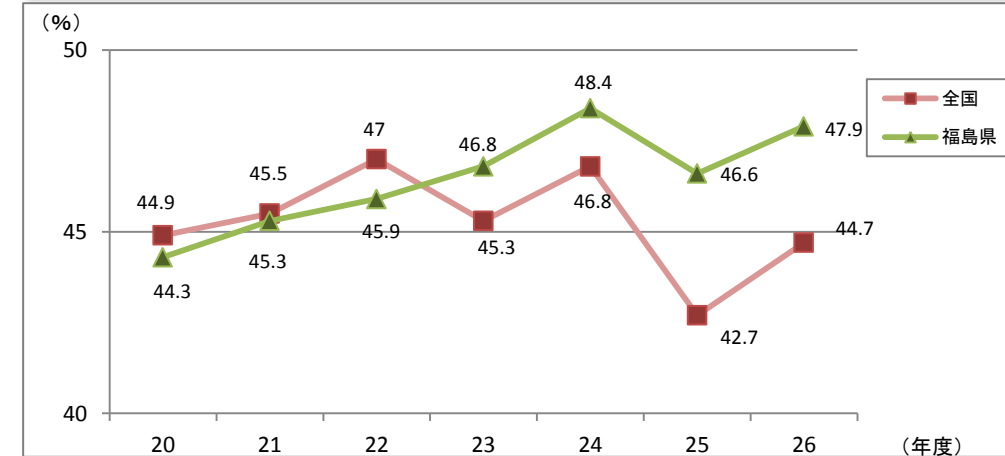
新規求職申込件数



雇用率の推移



達成企業割合の推移



(注) 1 常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントとしている。

2 対象企業は平成24年まで56人以上、平成25年より50人以上の規模となっている。

3 データは平成25年6月1日現在

○ 一般事業主行動計画策定届出企業数及び届出率

企業規模	管内企業数	行動計画策定 届出企業数	届出率
常時雇用労働者301人以上	150社	149社	99.3%
常時雇用労働者101人以上300人以下	473社	468社	98.9%
常時雇用労働者100人以下		202社	
合 計		819社	



○ 子育てサポート企業（くるみん認定企業）

企業規模	認定企業数
常時雇用労働者301人以上	7社
常時雇用労働者101人以上300人以下	4社
常時雇用労働者100人以下	4社
合 計	15社

- ① 株式会社郡山測量設計社（測量・建設コンサルタント業、67人）
- ② 株式会社沖データシステムズ（情報機器の設計・研究、181人）
- ③ 株式会社東邦銀行（金融業、3,088人）
- ④ 藤田建設工業株式会社（建設業、173人）
- ⑤ 株式会社ニラク（娯楽業、1,781人）
- ⑥ 福島キヤノン株式会社（製造業、1,455人）
- ⑦ 田中建設株式会社（建設業、85人）
- ⑧ 福島キヤノン株式会社（製造業、1,783人）〈2回目〉
- ⑨ 医療法人社団三成会（医療、福祉業、197人）
- ⑩ 株式会社ニラク（娯楽業、1,185人）〈2回目〉
- ⑪ 社会福祉法人太田福祉記念会（医療、福祉業、226人）
- ⑫ 小野建設株式会社（建設業、57人）
- ⑬ 株式会社郡山測量設計社（測量・建設コンサルタント業、76人）〈2回目〉
- ⑭ 公益財団法人磐城済世会（医療、福祉業、599人）
- ⑮ 日本テキサス・インスツルメンツ・セミコンダクター株式会社（製造業、446人）
- ⑯ 社会福祉法人いわき福音協会（医療、福祉業、529人）
- ⑰ 医療法人辰星会（医療、福祉業、513人）
- ⑱ 株式会社ヨシハラ（製造業、31人）
- ⑲ 株式会社東邦銀行（金融業、2,361人）〈2回目〉



認定通知書交付式の様子